

# 不妊に悩む方への医療費助成のご案内

体外受精・顕微授精を受けた方の経済的負担を軽減するため、配偶者間の治療に要する費用の一部を助成します。(初回30万円まで 最大10回まで助成)

## 対象者

特定不妊治療(体外受精・顕微授精)を受けた方で、治療期間の初日における妻の年齢が42歳以下の夫婦のうち、次の要件をすべて満たす方

- (1) 法律上の婚姻をしている夫婦であること。(治療開始時に婚姻していること)
- (2) 夫又は妻のいずれかが申請日において府内(京都市を除く)に居住していること。ただし、7回目(初回助成時の治療期間の初日における妻の年齢が40歳以上の場合は4回目)以降は、治療開始時から申請時まで京都府内にお住まいの方に限ります。
- (3) 指定医療機関で治療を受けていること(他の都道府県、指定都市、中核市が指定する医療機関を含む)

### 【府内の指定医療機関】

京都府立医科大学附属病院 (075-251-5111)	I D Aクリニック (075-583-8515)
京都大学医学部附属病院 (075-751-3111)	医療法人倅生会身原病院 (075-392-3111)
医療法人財団足立病院 (075-221-7431)	醍醐渡辺クリニック (075-571-0226)
医療法人田村秀子婦人科医院 (075-213-0523)	

- (4) 夫と妻の所得合計額が730万円未満であること(男性不妊治療の場合を除く)

所得額 = 総所得金額 - 80,000円 - 控除額 (次の①～⑥の合計) ※課税証明書で確認

### 【控除額の種類】

- |                 |                           |
|-----------------|---------------------------|
| ①雑損控除の額         | ④障害者控除 (普通) 270,000円×該当者数 |
| ②医療費控除の額        | ⑤障害者控除 (特別) 400,000円×該当者数 |
| ③小規模企業共済等掛金控除の額 | ⑥勤労学生控除 270,000円          |

## 助成額・治療範囲

1回の治療につき15万円(初回治療は30万円)まで助成

\*治療ステージC、Fの場合は7万5千円まで助成

男性不妊治療は20万円まで助成(治療ステージC以外の場合)

- ◇ 1回の治療とは、採卵準備のための投薬開始から体外受精又は顕微授精1回に至る治療の過程をいいます。
- ◇ 医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した場合も助成対象となります。(卵胞が発育しない、体調不良等により卵子採取以前に中止した場合を除く)
- ◇ 男性不妊治療とは、特定不妊治療のうち精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(TESE等)をいいます。
- ◇ 採卵準備前に男性不妊治療を行ったが、精子が得られない又は状態のよい精子が得られないため治療を中止した場合も助成対象になります。(この場合は、初回助成(30万円)の対象にはなりません)
- ◇ 入院費、食事代、文書料等は助成対象になりません。また、夫婦以外の第三者からの精子・卵子・胚の提供による不妊治療や、第三者が妻の代わりに妊娠・出産する場合は助成対象になりません。

※ 保険適用の不妊・不育症治療、人工授精に対する助成については、お住まいの市町村にご相談ください。

体外受精・顕微授精の治療ステージと助成対象範囲		助成上限額/治療1回	
		初回治療	2回目以降の治療
A	新鮮胚移植を実施	30万円	15万円
B	凍結胚移植を実施(採卵・受精後、母体の状態を整えてから胚移植)		
C	以前に凍結した胚を解凍して胚移植を実施	7万5千円	7万5千円
D	体調不良等により移植の目的が立たず治療を終了	30万円	15万円
E	受精できず中止、又は胚の分割停止、変性等により中止		
F	採卵したが卵が得られない又は状態のよい卵が得られないため中止	7万5千円	7万5千円
上記に伴い実施される精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術(TESE等)		20万円	20万円

京都府 健康福祉部 こども総合対策課

<http://www.pref.kyoto.jp/jido/funin28.html>

## 助成回数

通算して最大10回まで

- ◇ 京都市及び京都府以外の都道府県、政令市、中核市において受けた助成回数を含みます。
- ◇ 次の方は、通算10回に満たない場合でも助成対象になりません。
  - ① 治療期間の初日における妻の年齢が43歳以上である方
  - ② 平成27年度までに通算5年助成を受けている方

## 申請方法

治療終了後、申請書に必要書類を添えて、最寄りの府保健所へ提出してください。

※京都市にお住まいの方は、京都市保健センターへお問い合わせください。

### 【申請期限】 治療終了日の属する年度内

※年度内に申請できない特別の事情がある場合は、事前に最寄りの府保健所へご相談願います。

- ◇ 治療終了後は早めに申請してください。年度末に治療が終了し、受診等証明書の交付に時間がかかる場合は、申請書と他の提出書類を年度内に提出し、後日、医療機関から交付される受診等証明書を追加提出してください。
- ◇ 初回助成を受けた後、それより前の治療分を選んで申請することはできません。なお、2回目以降の治療分の申請順序は問いません。

提出書類	様式及び留意事項	京都府へ初めて申請される方	2回目以降の申請の場合
1 申請書(特定不妊治療費助成事業申請書)	所定様式、本人記入	○	○
2-1 受診等証明書(特定不妊治療費助成事業受診等証明書)※1	所定様式、医療機関記入	○	○
2-2 受診等証明書(同上 男性不妊治療専用)※1	所定様式、医療機関記入	○	○
3 医療費の領収証原本(医療機関等発行のもの)	治療費の明細が分かるもの	○※2	○※2
4 世帯全員の住民票(前住所、続柄記載のもの)	発行後3か月以内のもの	○※3	○※3
5 戸籍謄本(婚姻関係の確認)		○	○※4
6 市町村・府民税課税証明書(夫と妻の分)	控除額の明細が分かるもの	○※5	○※5

※1 体外受精・顕微授精と男性不妊治療を異なる医療機関で受けた場合は2-1と2-2の証明書、その他の場合は2-1の証明書のみを提出してください。

※2 領収証は原本を確認した後に返却しますので、確定申告をされる場合は、この助成金の申請後に行ってください。

※3 申請者と配偶者それぞれに、前住所及び世帯主との続柄が記載されている住民票を提出してください。

※4 世帯が異なる場合や、住民票で婚姻関係が確認できない場合は、夫婦であることを確認するため、戸籍謄本の提出が必要です。

※5 所得証明書、課税決定通知書等は不可。なお、平成29年6月～平成30年5月末に申請する場合は、平成29年度(平成28年所得)市町村・府民税課税(非課税)証明書を提出してください。

## 問い合わせ・申請書提出先

府保健所	電話番号	お住まいの市町村
京都府乙訓保健所	075-933-1153	向日市、長岡京市、大山崎町
京都府山城北保健所	0774-21-2911	宇治市、城陽市、久御山町
京都府山城北保健所綴喜分室	0774-63-5734	八幡市、京田辺市、井手町、宇治田原町
京都府山城南保健所	0774-72-0981	木津川市、笠置町、和束町、精華町、南山城村
京都府南丹保健所	0771-62-4753	亀岡市、南丹市、京丹波町
京都府中丹西保健所	0773-22-6381	福知山市
京都府中丹東保健所	0773-75-0806	舞鶴市、綾部市
京都府丹後保健所	0772-62-4312	宮津市、京丹後市、伊根町、与謝野町

◎京都府子ども総合対策課【電話 075-414-4727】

## 妊娠出産・不妊ほっとコール(きょうと子育てピアサポートセンター(京都テルサ東館2階)内)

電話 075-692-3449

妊娠出産、不妊・不育に関する悩みや不安について、専門の助産師が相談に応じます。

電話相談 月曜～金曜 9:15～13:15 14:00～16:00(祝日・年末年始を除く)

面接相談 予約制(事前に電話で予約してください)